

令和8年度土庄町デジタル道路台帳整備業務委託 仕様書

第1章 総 則

本仕様書は、土庄町（以下、「発注者」という。）が実施する「令和8年度土庄町デジタル道路台帳整備業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものである。

1. 業務の目的

本業務は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条に基づき調製及び保管している道路台帳をデジタル化し、別途構築を予定している公開型地理空間情報システムとの連携を行うことで、地域住民等へのサービスの向上を図るものとする。

2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 関係法令及び規則等の遵守

本業務を実施するにあたり、受託者（以下、「受注者」という。）は、本仕様書に定めるほか、次の法令等に準拠しなければならない。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年政令第322号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (5) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (6) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
- (7) 道路施設現況調査提要（国土交通省道路局発行）
- (8) 香川県公共測量作業規程（平成21年）
- (9) その他関係する法令等

4. 提出書類

受注者は、本業務の着手にあたりあらかじめ次の書類を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者等届（業務経歴書、資格証等）
- (5) その他発注者が必要と認める書類

5. 管理技術者等の選定

受注者は、次の条件を満たす管理技術者、担当技術者、照査技術者を定めるものとする。

- (1) 管理技術者
 - ①測量士の資格を有する者
 - ②平成28年4月1日から公告の日の前日までに業務が完成し、引渡し
が完了した道路台帳電子化業務の実績を有する者
 - ③受注者の社員である者（3箇月以上の雇用関係がある者に限る。）
- (2) 担当技術者
 - ①管理技術者及び照査技術者以外の者
 - ②受注者の社員で有る者（3箇月以上の雇用関係がある者に限る。）
- (3) 照査技術者
 - ①測量士の資格を有する者
 - ②平成28年4月1日から公告の日の前日までに業務が完成し、引渡し
が完了した道路台帳電子化業務の実績を有する者
 - ③受注者の社員である者（3箇月以上の雇用関係がある者に限る。）

6. 貸与資料

発注者は、本業務に必要となる下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 道路現況平面図
- (2) 道路台帳平面図
- (3) 道路台帳路線図
- (4) 道路台帳調書
- (5) 橋梁台帳
- (6) 航空写真測量成果
- (7) その他必要と認める資料

7. 疑義

本仕様書に対する疑義又は定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

8. 瑕疵

本業務終了後に成果品に不備又は誤りが確認された場合は、受注者は責任を持って速やかに訂正し、指定期日までに修正した成果品を発注者に提出するものとする。

9. 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ発注者の承認を受けた時はこの限りではない。

第2章 業務概要

10. 業務概要

業務概要は、下記の通りとする。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 計画準備 | 一式 |
| (2) 資料収集整理 | 一式 |
| (3) 製品仕様書作成 | 一式 |
| (4) 計測用基図作成 | 一式 |
| (5) 道路台帳データ電子化 | 一式 |
| (6) 構造化処理 | 一式 |
| (7) 路線網図データ作成 | 一式 |
| (8) 道路施設データ作成 | 一式 |
| (9) 不整合箇所の抽出・整理 | 一式 |
| (10) その他提案・検討 | 一式 |
| (11) 打合せ協議 | 一式 |
| (12) 報告書作成 | 一式 |

第3章 業務内容

1.1. 計画準備

受注者は、本業務を円滑に進めるために、実施計画書及び実施工程表を作成し、発注者の承認を得るものとする。実施工程については、フローにおけるクリティカルポイントを適切に反映し、工期短縮に係る工夫等があれば明記するものとする。

1.2. 資料収集整理

受注者は、本業務に必要な資料の収集・整理を行うものとする。

1.3. 製品仕様書作成

受注者は、本業務の実施にあたりデータ整備に係る製品仕様書を作成するものとする。なお、道路台帳図データにあたっては、地理情報標準プロファイルに準拠するものとする。

1.4. 計測用基図作成

道路台帳平面図のスキニングを行い、ラスターデータを作成するものとする。

1.5. 道路台帳データ電子化

前条にて作成したラスターデータを基図として、道路台帳に記載されている情報のデジタル化（ベクトルデータ化）を行うものとする。

1.6. 構造化処理

前条にて作成した道路台帳データを基に、構造化処理を行うものとする。

1.7. 路線網図データ作成

1.5にて作成した道路台帳データを基に、路線網図データの作成を行うものとする。

1.8. 道路施設データ作成

各種施設台帳を基に、道路台帳データ上に施設の位置データを作成するものとする。

1.9. 不整合箇所の抽出・整理

受注者は、道路台帳の電子化に伴い、道路台帳の数値と現場の実態に乖離が生じていることを確認した場合は、該当箇所について抽出・整理を行うものとする。

20. その他提案・検討

前条で抽出・整理を行った不整合箇所への対応方法について提案するものとする。なお、協議に基づき本業務で不整合箇所の補正を行うこととした場合については、当該補正費用は変更契約の対象としないものとする。

本業務において作成された道路台帳平面図データおよび路線網図データを活用し、業務の効率化や運用の最適化等に関して検討するものとする。

21. 打合せ協議

発注者と受注者は密に連絡を取り、業務の方針及び疑義等について確認するものとする。また、受注者はその都度打合せ記録簿を作成し、発注者の確認を得るものとする。

22. 報告書作成

受注者は、前条までで作成された成果を取りまとめ、業務報告書を作成するものとする。

第4章 成果品

23. 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

なお、道路台帳平面図データ及び路線網図データについては、GIS 等で利用可能なデータ形式（Shape 形式）にて収めるものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 一式 |
| (2) 道路台帳製品仕様書 | 一式 |
| (3) 道路台帳平面図（PDF） | 一式 |
| (4) 道路台帳平面図データ（Shape） | 一式 |
| (5) 路線網図データ（Shape） | 一式 |
| (6) 道路施設データ（Shape） | 一式 |
| (7) その他発注者が指示するもの | 一式 |